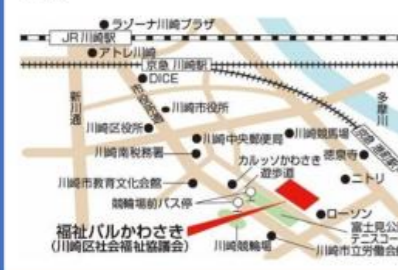

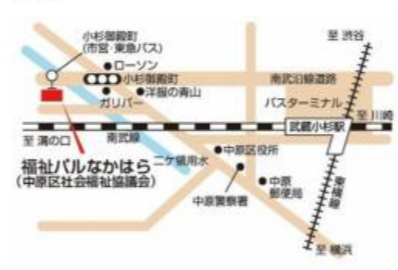
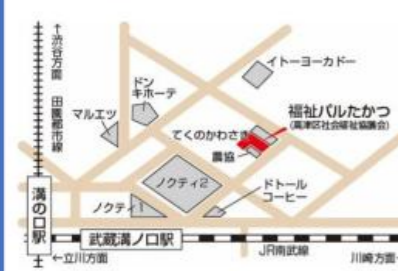

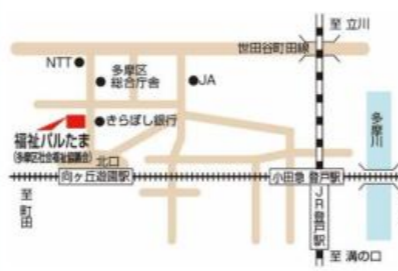




# あんしんセンター便り

令和7年10月  
第13号

## ○成年後見制度の相談について

お住まいの区のあんしんセンターにご相談ください。

<p><b>川崎区あんしんセンター</b> 〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟6階 福祉パルかわさき内 電話：245-1144 FAX：211-8741</p> 	<p><b>幸区あんしんセンター</b> 〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内 電話：556-5082 FAX：556-5577</p> 	<p><b>中原区あんしんセンター</b> 〒211-0067 中原区今井上町1-34 和田ビル1階 福祉パルなかはら内 電話：722-6122 FAX：711-1260</p> 	
<p><b>高津区あんしんセンター</b> 〒213-0001 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階 福祉パルたかつ内 電話：812-5833 FAX：812-3549</p> 	<p><b>宮前区あんしんセンター</b> 〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス 4階 福祉パルみやまえ内 電話：856-5788 FAX：852-4955</p> 	<p><b>多摩区あんしんセンター</b> 〒214-0014 多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内 電話：933-2411 FAX：911-8119</p> 	
<p><b>麻生区あんしんセンター</b> 〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21ビル1階 福祉パルあさお内 電話：952-5711 FAX：952-1424</p> 			



社協イメージキャラクター ななふく

## ○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

### 川崎市社会福祉協議会 川崎市成年後見支援センター

〒211-0053 川崎市中原区上小田中 6-22-5  
川崎市総合福祉センター6階  
電話：044-712-8071 FAX：044-739-8738  
E-mail：[kouken@csw-kawasaki.or.jp](mailto:kouken@csw-kawasaki.or.jp)



令和3年7月に川崎市成年後見支援センターが開設され、5年度目に入りました。成年後見支援センターでは、川崎市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を推進するため、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の4つの機能を実施しています。今回は、令和7年度の活動を報告します。

本号の2・3面の特集記事は『任意後見制度』についてです。ぜひ、ご活用ください！



## ①広報

- ①センターの広報  
地域包括支援センター、障害者相談支援センター、医療機関、相談支援機関等、計408箇所に直接広報
- ②市民向けリーフレットの配架依頼  
郵便局・川崎信用金庫・JAセシサ川崎の市内全店、行政機関、医療機関、相談支援機関等、1,000箇所以上に広報
- ③市民向け研修(2回)  
『成年後見制度について』  
第1回(9/12)参加者数30名  
第2回(3/5)参加者数36名  
※第2回は会場とオンラインの併用開催



市民向けリーフレット

- ④関係機関向け研修(2回)  
第1回(7/29)『成年後見制度の概要』  
参加者数42名  
第2回(11/11)『任意後見制度について』  
参加者数26名
- ⑤各区あんしんセンターによる出張講座43件(延べ852名参加)
- ⑥ニュースレターの発行  
3回発行(6月・10月・2月)  
相談支援機関および区役所に配布  
※市社協ホームページにも掲載
- ⑦成年後見制度パンフレットの配布  
相談支援機関、区役所等行政機関などに配布



成年後見制度パンフレット

## ②相談

- ①初回相談件数 836件
- ②申立支援件数 88件  
※後見人等が選任された件数 56件  
内訳：補助9件、保佐21件、後見26件  
(うち日常生活自立支援事業利用者2件)
- ③専門相談 46件  
内訳：弁護士18件、司法書士18件、社会福祉士10件  
こんな相談がありました…  
(弁) 制度を利用しての不動産処分、相続、訴訟など  
(司) 将来の備えのための任意後見や任意代理。相続、不動産処分のための制度利用など  
(社) 障害のある子どもの親亡き後の後見制度の活用、身寄りが無く将来の制度利用など



## ③利用促進

- ①申立書書き方講座(7/29)  
参加者数38名
- ②市民後見人養成  
第7期市民後見人養成研修 基礎研修の実施  
15名受講 ※今年度開催の実践研修に14名受講
- ③市民後見人フォローアップ研修  
2回実施(7/2・1/24)  
参加者数延べ55名
- ④成年後見制度シンポジウム(2/22)  
参加者数35名  
※シンポジウム後の土業相談会 相談件数7件



## ④後見人支援

- ①親族後見人向け研修 2回実施  
8/5・1/29に実際に後見人になっている親族が延べ7名参加
- ②親族後見人支援 2件



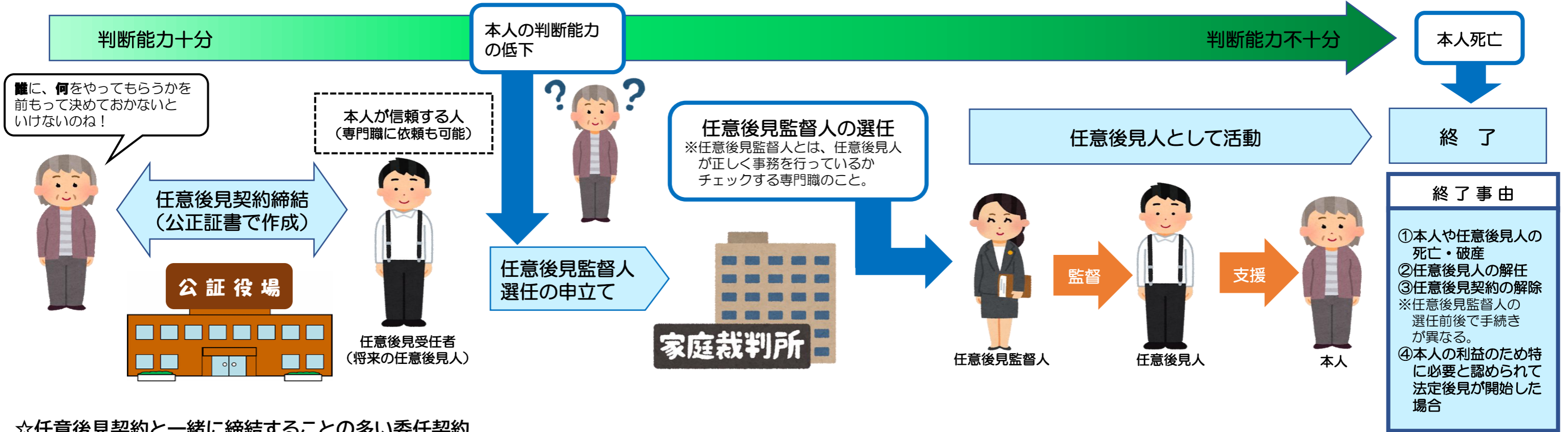
令和7年度の研修等の予定については4面をご覧ください！



川崎市社協キャラクター ななふく

# 将来の不安に備える～任意後見制度～

## ～手続きの流れ(イメージ)～



## ☆任意後見契約の内容

本人に代わって契約等の法律行為を行う権限を「代理権」といいます。任意後見契約では、将来、任意後見人が代理権を使って本人を支援する内容をあらかじめ契約で決めておきます。

### 契約内容の例

- 生活・療養看護に関すること  
(医療・入院・施設入所・福祉サービス等の契約)
- 財産管理に関すること  
(不動産・預貯金の管理、定期的な収入の受領や費用の支払)

任意後見人は「取消権」を持つことはできません。取消権とは、本人が成年後見人等の同意を得ないで重要な契約行為を行った場合、成年後見人等がその行為を無効なものとする権限です。取消権が必要な場合は、法定後見制度の申立てをする必要があります。

## ☆任意後見契約と一緒に締結することの多い委任契約

見守り契約	任意後見人となる予定の方が、定期的に電話連絡や訪問をすることで、本人の生活状況や健康状態を把握し、信頼関係を築きます。そのため、本人の判断能力が低下した時にいち早く気付くことができます。なお、見守り内容については、自由に決めることができます。
任意代理契約 (財産管理等委任契約)	判断能力はしっかりしているが、身寄りなど頼れる人がいない場合に、様々な事務手続や金銭管理等を委任契約を結んで支援してもらうことができます。例えば、入院時の手続きや入院費の支払いなど委任契約を結んでおくことで、入院時の対応をスムーズに進めてもらうことができます。
死後事務委任契約	本人が亡くなった後の葬儀や埋葬、医療費や施設利用料等の清算、遺品整理等、相続手続以外の死後に発生する手続や事務処理を生前に信頼できる第三者に頼むことができます。

### 注意点

- ◎ポイント1  
任意後見監督人の選任は**必ず**必要になります。家庭裁判所が弁護士や司法書士などの専門職を選任します。
- ◎ポイント2  
任意後見監督人選任の申立てができるのは、本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者になります。
- ◎ポイント3  
本人以外の請求により任意後見監督人選任の申立てをする場合、本人が意思表示できない時を除いて、本人の同意を得る必要があります。

※前号にて委任契約の特集を掲載しています

## 契約に必要な書類

## 費用

## 任意後見監督人選任申立費用

## 任意後見開始後にかかる費用

- 本人についての書類
  - ・印鑑登録証明書
  - ・戸籍謄本
  - ・住民票
- 任意後見受任者についての書類
  - ・印鑑登録証明書
  - ・住民票

- 任意後見契約書作成費用
  - ・公正証書作成基本手数料：11,000円
  - ・登記嘱託手数料：1,400円
  - ・登記所に納付する印紙代：2,600円
  - ※他にも正本作成手数料や切手代等の費用がかかります。

- 任意後見監督人選任申立費用
  - ・申立手数料：800円
  - ・登記嘱託手数料：1,400円
  - ・郵便切手代：3,700円
  - ※他にも戸籍謄本や住民票の発行手数料、診断書料等がかかります。

- 任意後見開始後にかかる費用
  - ・任意後見人の報酬：任意後見契約の中で定めた額
  - ・任意後見監督人への報酬：本人の財産、監督事務の内容、任意後見人の報酬額等の諸事情を考慮して家庭裁判所が決定した額
  - ※その他、後見事務の処理に必要な諸経費がかかります。

## 公証役場

□ 川崎公証役場

[住所]川崎区駅前本町3-1  
NMF川崎東口ビル11階  
[電話]044-222-7264

□ 溝ノ口公証役場

[住所]高津区溝ノ口3-14-1  
田中屋ビル2階  
[電話]044-811-0111